

第7節 災害医療対策

1 現状

- 一部の「スプリンクラー設置義務のある病院・有床診療所」において未設置（令和7年6月末猶予期限）
- 業務継続計画（BCP）策定済病院の中には実働訓練を実施していない病院もある
- 一部の「浸水想定区域に所在する病院」において浸水対策が未実施

2 主な課題

- 病院・有床診療所におけるスプリンクラー設備設置の促進
- 被災後の早期の診療機能復帰に向けたBCPの策定と、策定されたBCPに基づく研修及び訓練の実施
- 浸水想定区域に所在する病院における風水害を想定したBCPの策定及び止水・浸水対策の実施
- 新興感染症等の感染拡大時に対応可能な医療従事者や災害派遣医療チーム（DMAT）隊員・災害派遣精神医療チーム（DPAT）隊員の養成
- 災害医療コーディネートチームの平時からの連携体制の構築と、県災害対策本部及び各地域での災害医療コーディネーターや災害時小児周産期リエゾンが参加する継続的な研修・訓練の実施
- 災害薬事コーディネーターの任命と災害時における活用の仕組みの構築
- 災害時歯科医療救護活動の調整のために必要な専門家（災害歯科コーディネーター）設置等の体制の検討
- 災害拠点精神科病院の指定
- 災害支援ナース派遣協定締結の医療機関数及び災害支援ナース登録者数の増加
- 医療コンテナの活用方法の検討

3 目指すべき方向性

- 災害急性期（発災後48時間以内）において必要な医療が確保される体制を構築する。
- 災害急性期を脱した後も患者や住民の健康が確保される体制を構築する。

4 主な目標

指標名	計画策定時	目標値 (令和11年度)
病院における業務継続計画（BCP）策定率	56.3% (令和5年1月)	90.0%以上
浸水想定区域に所在する病院において浸水対策を講じている病院の割合	62.9% (令和4年9月)	100%

5 今後の施策（主なもの）

- 病院・有床診療所におけるスプリンクラー設備設置に対して助成
- 病院の浸水対策を促進するため、浸水想定区域に所在する病院に対して助成
- 岐阜 DMAT 指定病院が保有する DMAT の保持やチーム間の連携強化、DPAT 先遣隊を含む岐阜 DPAT の体制整備の強化など、円滑な派遣の実施に向けた具体的な対策を検討
- 医療従事者に向け、感染症対策や患者対応に関する訓練・研修を実施するとともに、新興感染症等の感染拡大時に対応可能な DMAT 隊員及び DPAT 隊員を養成
- 災害医療コーディネート体制を維持するため、県災害対策本部及び各支部において、災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンの連絡会議や研修、訓練等を定期的に開催
- 被災地の医薬品等や薬剤師及び薬事・衛生面に関する情報の把握やマッチング等を行う災害薬事コーディネーターを任命するため、養成研修を実施
- 災害時歯科医療救護活動の調整のために必要な専門家（災害歯科コーディネーター）設置等の体制の検討
- 災害拠点精神科病院の指定に向け、精神科病院協会等関係者との協議を推進
- 災害支援ナースの応援派遣を行う仕組みの構築・運用
- 医療コンテナの効果的な活用について、課題を踏まえ検討